

陳 述 書

平成29年7月14日

陳述者

住 所 国頭郡本部町字大浜850番地の1  
沖縄県本部警察署

氏 名 當間 賢治



1 私は、平成26年3月31日付で、沖縄県本部警察署警備課に配置され、現在、警備係長として勤務しており、階級は警部補です。

私は、警備係長として警備活動全般に従事しており、現所属に配置されてから現在まで、月に数回程度、部隊招集を受けた場合には、公安捜査隊として米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事やキャンプ・シュワブにおける米軍普天間飛行場代替施設建設工事に反対する抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為を採証する活動に従事しています。

私は、今回裁判になっている事案の発生日である平成28年11月3日は、米軍北部訓練場周辺において、公安捜査隊として警備活動に従事していましたので、当時の状況について説明します。

2 まず、米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事に伴う警備における公安捜査隊の活動内容について簡単に説明します。

当時は、ヘリパッド建設工事に伴い、工事で必要な砂利等を国頭村にある株式会社コービック国頭砕石所からヘリパッド工事現場まで約40キロの行程（乙2ご参照）をダンプ等の工事車両で搬送していましたが、その搬送経路の途中である県道70号線上では、工事車両の通行を妨害するため、抗議参加者による

車両前への急な飛び出し行為

車両前への立ち塞がり行為

車両下への潜り込み行為

車両を用いて道路を塞ぐ

等の悪質かつ危険な妨害行為が行われており、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる犯罪行為が頻繁に発生していました。（乙1、乙2、乙3、乙4、乙5、乙7、乙8ご参照）

また、ヘリパッド建設工事現場では、抗議参加者が同工事現場である米軍施設内に不法に侵入し、防衛局職員らによる警告を無視して、ヘリパッド建設工事に対する妨害行為が敢行される等、広範囲に渡って抗議参加者による妨害行為に伴う犯罪行為が行われていました。

そのため、公安捜査隊では、これら妨害行為が危険かつ違法な抗議活動に伴う犯罪行為であることから、同行為の警告、制止及び犯罪行為の採証活動を実施していました。

3 それでは、当時の状況について説明します。

平成28年11月3日は、公安捜査隊の一員としてヘリパッド工事の警備活動に従事し、抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為に対処するため、N1入口付近において、警戒活動や採証活動を実施していました。

その日は、午前中に工事車両（10tダンプ12台）が国頭砕石所からヘリパッド工事現場まで1回搬入した後、砂利等を集積している米軍北部訓練場メインゲート内のヤードからN1地区にあるヘリパッド工事現場までを同工事車両を用いて頻繁に往復し、合計72台分の砂利等を搬送する予定であり、午前8時20分頃には砂利等を積んだ工事車両が国頭砕石所から出発しました。（乙2ご参照）

抗議参加者は、常日頃から工事車両の動きに合わせて車両等で移動して妨害活動を行っており、その日は、工事車両が東村内の県道70号線を通行していたところで、車両数台で低速走行をしたり、県道70号線の南進及び北進の両車線上に車両約10台を路上に斜め駐車する等して一般車両の通行にも支障をきたすなど、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に該当する犯罪行為を数カ所で行っていました。（乙15、乙17、乙18ご参照）

午前10時48分頃、1回目の入域を終えた工事車両は、米軍北部訓練場のメインゲート内に一旦入り、当時は同ゲート内のヤードにも砂利を集積していたので、同ヤードの砂利を工事車両に積載し、再度N1入口に砂利を搬送するということを行い、その日も、午前10時48分頃から午後1時44分までの間（約2時間56分間）、メインゲートとN1入口を頻繁に往復して砂利を搬送していました。（乙25ご参照）

メインゲートから高江橋南の本件留め置き場所を経由してN1入口までの間は約1.5キロ（乙2ご参照）しかなく、その区間において、抗議参加者による立ち塞がりや車両を用いて道路を塞ぐ等の妨害行為による道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に該当する犯罪行為が多々発生していたことから、当時は同区間においては、抗議参加者の車両にあっては通行妨害等の犯罪行為が予測されたため、警備部隊により通行を規制し、一般車両は工事車両後方に追従させて通過させていました。

特に、本件留め置き場所である同区間の中間地点である高江橋付近では通行妨害等の犯罪行為が繰り返し行われていたことから、高江橋付近においても検問による規制を実施していました。（乙3、乙17ご参照）

実際に、その日もN1入口付近の道路上では抗議参加者による無許可の集会のほか、工事車両前への飛び出しや立ち塞がり行為があり、警備部隊による抗議参

加者等の規制が行われていました。(乙15、乙21ご参照)

- 4 私は、県外から派遣された相勤者と共にN1入口において、抗議参加者による危険かつ違法な抗議行動に伴う犯罪行為に対処していましたが、その間も、いつでも他の妨害現場に急行できるように無線を傍受していました。

午後零時すぎ、県外部隊による「高江橋付近において、抗議参加者の車両を規制をしていますので、公安捜査隊員の応援を願いたい。」との無線を傍受していたところ、公安捜査隊長から当該現場へ臨場するよう指示されたため、高江橋付近に急行し、午後零時32分頃現場に到着しています。

現場では、県外機動隊員数名が停止用アングルで原告車両を停車させ、機動隊員が運転手と窓越しに話をしていたため、私達は原告車両の後部に回り、ビデオカメラによる採証活動を開始しました。

その後、原告車両に乗車した男性は、車内で携帯電話を見たり、通話をしている様子は確認出来ましたが、車から降車することはなく、公安捜査隊として従事している私たちとも話をしませんでした。

原告車両を停止させている間、片側1車線の対向車線を工事車両は頻繁に何十回も往復しており、原告車両のすぐ側を通過していました。(乙25ご参照)

これらの状況から、片側1車線の対向車線を工事車両が頻繁に往復する本件原告留め置き場所において、原告車両をそのまま通過させた場合、原告車両が瞬時にして飛び出しや道路を塞ぐ(甲2の3枚目の上から4番目の写真ご参照)等して、交通の往来を妨害する等、道路交通法違反、往来妨害罪、威力業務妨害罪等に当たる犯罪行為が発生する蓋然性は極めて高いものでありました。

それは甲2の2枚目の上から3番目の写真でも明らかなように、原告車両のフロントガラス越しに片側1車線の対向車線を本件工事車両が通過している様子が見えます。この状態から、原告車両を通過させた場合、瞬時にして飛び出しや道路を塞ぐ等することが可能であることは明白であったため、原告車両を午前11時40分頃から午後1時50分頃までの間(約2時間10分間)、本件原告留め置き場所において、留め置きをせざるを得なかったものです。(乙17、乙19、乙25ご参照)

午後1時50分頃、原告車両に対する規制は終了しましたが、そのまま原告車両は停車し続けて動く気配がありませんでしたので、公安捜査隊長の指揮を受けた後、採証活動を打ち切り、私達は現場を離れています。

以上が平成28年11月3日に、私が、米軍北部訓練場周辺における警備で公安捜査隊に従事し、原告車両を留め置いた際の状況です。

以上